

仕様書 ①

1 契約件名

業務用自動車賃貸借（乗用自動車）コンパクトカー

2 数量及び車種

コンパクトカー（4WD） 6台

3 借入期間及び予定走行距離

（1）借入期間 令和8年5月1日から令和13年3月31日まで（59か月）

（2）月間予定走行距離 1,500km/月

なお、借入期間終了時の総走行距離が予定契約走行距離（月間予定走行距離×借入期間（月数））を超過した場合であっても、超過走行料は支払わないものとする。

4 借入場所 別紙1「借入場所一覧表」のとおり

5 納車期限

受注者は、令和8年5月29日までに上記4の借入場所に納車し、発注者が実施する納車検査の合格後に引き渡すものとする。納車に係る保管場所証明等の手続きについては、受注者で行うことし、具体的な納車日については、別途打ち合わせするものとする。

なお、製造遅延等、受注者の責に寄らず納車が遅れる場合は、受注者発注者で協議するものとする。

6 リース車両の仕様及び装備品

（1）別紙2「車両仕様表」のとおり

（2）装備品については、仕様表に示すもの以上のものを備えていること。

（3）カタログに記載のない仕様に変更したり、標準で装備されているものをあえて取外し又は変更を加えたりしないこと。

7 環境性能等

車両は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の「自動車」の【判断の基準】①を満たす自動車とする。

（適用基準）

基本方針 13.自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の表1、表2及び備考12

(WLTC モード採用)

別紙3「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）」参照。

8 賃貸借業務の内容

本業務には、下記のメンテナンスサービスを含み、原則として受注者の整備工場（受注者が委託した第三者の整備工場を含む。）において実施することとし、受注者が引取、納車を行うこと。

ただし、緊急の場合その他やむを得ず他で整備又は修理をする場合、発注者は事前に受注者の了解を得てこれを行うことができるものとし、借入場所での作業も可とする。

使用する油脂類及び消耗部品等については、当該車両において指定されている規格の製品を使用すること。

なお、以下の諸費用を含むものとする。

- (1) 車両本体（付属品等含む）
- (2) 登録諸費用（印紙代含む）
- (3) 自動車諸税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 継続車検整備費
- (6) 法定定期点検整備費
- (7) 一般修理費（タイヤパンク修理含む。但し事故による修理は含まない。）
※使用者の責によらない故障修理費用は、すべて受注者の負担とする。
- (8) 点検整備費及び整備の際に必要な消耗品の補充及び部品交換
（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤ、オイル類、ウォッシャー液、ワイパーゴム、
点火プラグ等）
- (9) タイヤの保管及びタイヤ脱着交換（シーズン毎にノーマルタイヤとスタッドレスタイヤを交換。）
- (10) オイル交換（メーカー推奨基準毎の交換とする。）
- (11) バッテリー交換（メーカー推奨基準毎の交換とする。）
- (12) 代車費用（車検整備、使用者の責によらない故障修理の際の代車（同等クラス））
- (13) 納車及び返還（引上げ）にかかる費用

9 点検整備等の実施

点検整備等を行う際は、下記の手順によること。

- (1) 点検整備等を行う際は、緊急時を除き作業1カ月前までに別紙1に示す借入場所の車両事務担当者（以下「車両担当者」という。）に予定する点検整備等の時期を知らせ、調整を図ったうえで作業日時を決めること。

- (2) 故障、不具合が発生した場合は、車両担当者から点検修理等の依頼を行うので、作業日時を調整し点検修理等を行うこと。
- (3) 官用車の引渡し及び納車は、官用車の借入場所とする。ただし、緊急を要する点検整備等の場合はこの限りではない。
- (4) 点検整備等が完了したときは、納車時に実施した作業内容を記載した整備明細書（任意様式）を提出すること。なお、定期点検整備記録簿に記録し、提出する場合は、整備明細書の提出を省略してもよい。
- (5) 継続検査が完了したときは、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を遅滞なく提出すること。
- (6) 整備工場は、道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた工場であること。
- (7) 別に定める監督職員が行う点検整備等の完了確認において、整備不良等が発見された場合には、受注者の負担により速やかに再度点検整備等を行うこと。

10 本賃貸借契約の対象外とする事項

- (1) 発注者の管理下の事故による修理等。
- (2) 発注者の故意若しくは重大な過失に起因する修理等。
- (3) 発注者が受注者の承認なしに行った修理。

11 請求方法

賃貸借料の請求については、賃貸借契約書第6条第2項に基づき、各月分を翌月に提出するほか、各年3月分については、各年4月10日までに提出すること。

12 その他

この仕様書に明記されていない事項については、発注者及び受注者双方で協議して決定するものとする。

13 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めたことを環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。
なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを

入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

借入場所一覧表

乗用自動車

場所	郵便番号	所在地	電話番号	借受台数
				コンパクトカー 4WD
近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-451-9161	1
近畿農政局滋賀県拠点	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	077-522-4261	1
近畿農政局兵庫県拠点	650-0024	神戸市中央区海岸通 2 9 番地 神戸地方合同庁舎	078-331-9941	1
近畿農政局奈良県拠点	630-8113	奈良市法蓮町 3 8 7 奈良第 3 地方合同庁舎	0742-32-1870	1
近畿農政局和歌山県拠点	640-8143	和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073-436-3831	2
合 計				6

車両仕様表 ①

車両の仕様及び装備品については以下のとおり。

	項 目	仕様等
1	車両タイプ・台数	コンパクトカー (ハイブリッド車、新車、右ハンドル) 6 台
2	駆動方式	4 輪駆動式
3	乗車定員	5 名
4	トランスミッション	無段変速機
5	車両重量	1, 3 5 0 kg以下
6	全長	4, 2 0 0 mm未満
7	全幅	1, 7 0 0 mm未満
8	全高	2, 0 0 0 mm未満
9	排気量	1, 1 5 0 cc 以上 1, 5 0 0 cc未満
1 0	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
1 1	ドア数・シート数	5 ドア・2 列シート
1 2	車体色	シルバー系または白色系
1 3	装備	①衝突回避支援システム ②A B S (アンチロックブレーキシステム) ③S R Sエアバッグ ④エアコンディショナー ⑤パワーウィンドウ ⑥集中ドアロック ⑦電動格納式ドアミラー ⑧カーナビゲーションシステム (ビルトイン型、7 インチ以上、VICS受信機内蔵、バックモニター付き) ※T V受信ができない設定とすること。 ⑨ドライブレコーダー (前後、純正品、記録媒体付き) ⑩E T C 車載器 (ETC2. 0対応、ビルトイン型、セットアップ済み。) ⑪フロアマット (前後) ⑫三角表示板又は停止表示灯 ⑬スタッドレスタイヤ (ホイール付き) ⑭スペアタイヤ又はパンク応急修理キット

注) 上記の装備と同等以上のものを、標準又はオプションで装着するものとする。

また、カタログに記載のない仕様としたり、標準で装備されているものを取外し又は変更を加えないこと。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

（適用基準）

基本方針 13.自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の表 1、表 2 及び備考 1 2
（WLTC モード採用）

13. 自動車等

13-1 自動車

（1）品目及び判断の基準等

乗用車	【判断の基準】
小型バス	①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又は LP ガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考 1 2 に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
小型貨物車	
バス等	イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
トラック等	②小型バスにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
トラクタ	ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 3 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であつて、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。

8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。

9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。

10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であつて 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考）1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上

仕様書 ②

1 契約件名

業務用自動車賃貸借（乗用自動車）コンパクトミニバン

2 数量及び車種

コンパクトミニバン（4WD） 4台

3 借入期間及び予定走行距離

（1）借入期間 令和8年9月1日から令和13年3月31日まで（55か月）

（2）月間予定走行距離 1,500km/月

なお、借入期間終了時の総走行距離が予定契約走行距離（月間予定走行距離×借入期間（月数））を超過した場合であっても、超過走行料は支払わないものとする。

4 借入場所 別紙1「借入場所一覧表」のとおり

5 納車期限

受注者は、令和8年9月30日までに上記4の借入場所に納車し、発注者が実施する納車検査の合格後に引き渡すものとする。納車に係る保管場所証明等の手続きについては、受注者で行うことし、具体的な納車日については、別途打ち合わせするものとする。

なお、製造遅延等、受注者の責に寄らず納車が遅れる場合は、受注者発注者で協議するものとする。

6 リース車両の仕様及び装備品

（1）別紙2「車両仕様表」のとおり

（2）装備品については、仕様表に示すもの以上のものを備えていること。

（3）カタログに記載のない仕様に変更したり、標準で装備されているものをあえて取外し又は変更を加えたりしないこと。

7 環境性能等

車両は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の「自動車」の【判断の基準】①を満たす自動車とする。

（適用基準）

基本方針 13.自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の表1、表2及び備考12

(WLTC モード採用)

別紙3「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）」参照。

8 賃貸借業務の内容

本業務には、下記のメンテナンスサービスを含み、原則として受注者の整備工場（受注者が委託した第三者の整備工場を含む。）において実施することとし、受注者が引取、納車を行うこと。

ただし、緊急の場合その他やむを得ず他で整備又は修理をする場合、発注者は事前に受注者の了解を得てこれを行うことができるものとし、借入場所での作業も可とする。

使用する油脂類及び消耗部品等については、当該車両において指定されている規格の製品を使用すること。

なお、以下の諸費用を含むものとする。

- (1) 車両本体（付属品等含む）
- (2) 登録諸費用（印紙代含む）
- (3) 自動車諸税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 継続車検整備費
- (6) 法定定期点検整備費
- (7) 一般修理費（タイヤパンク修理含む。但し事故による修理は含まない。）
※使用者の責によらない故障修理費用は、すべて受注者の負担とする。
- (8) 点検整備費及び整備の際に必要な消耗品の補充及び部品交換
（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤ、オイル類、ウォッシャー液、ワイパーゴム、
点火プラグ等）
- (9) タイヤの保管及びタイヤ脱着交換（シーズン毎にノーマルタイヤとスタッドレスタイヤを交換。）
- (10) オイル交換（メーカー推奨基準毎の交換とする。）
- (11) バッテリー交換（メーカー推奨基準毎の交換とする。）
- (12) 代車費用（車検整備、使用者の責によらない故障修理の際の代車（同等クラス））
- (13) 納車及び返還（引上げ）にかかる費用

9 点検整備等の実施

点検整備等を行う際は、下記の手順によること。

- (1) 点検整備等を行う際は、緊急時を除き作業1カ月前までに別紙1に示す借入場所の車両事務担当者（以下「車両担当者」という。）に予定する点検整備等の時期を知らせ、調整を図ったうえで作業日時を決めること。

- (2) 故障、不具合が発生した場合は、車両担当者から点検修理等の依頼を行うので、作業日時を調整し点検修理等を行うこと。
- (3) 官用車の引渡し及び納車は、官用車の借入場所とする。ただし、緊急を要する点検整備等の場合はこの限りではない。
- (4) 点検整備等が完了したときは、納車時に実施した作業内容を記載した整備明細書（任意様式）を提出すること。なお、定期点検整備記録簿に記録し、提出する場合は、整備明細書の提出を省略してもよい。
- (5) 継続検査が完了したときは、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を遅滞なく提出すること。
- (6) 整備工場は、道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた工場であること。
- (7) 別に定める監督職員が行う点検整備等の完了確認において、整備不良等が発見された場合には、受注者の負担により速やかに再度点検整備等を行うこと。

10 本賃貸借契約の対象外とする事項

- (1) 発注者の管理下の事故による修理等。
- (2) 発注者の故意若しくは重大な過失に起因する修理等。
- (3) 発注者が受注者の承認なしに行った修理。

11 請求方法

賃貸借料の請求については、賃貸借契約書第6条第2項に基づき、各月分を翌月に提出するほか、各年3月分については、各年4月10日までに提出すること。

12 その他

この仕様書に明記されていない事項については、発注者及び受注者双方で協議して決定するものとする。

13 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めたことを環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。
なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを

入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

借入場所一覧表

乗用自動車

場所	郵便番号	所在地	電話番号	借受台数
				コンパクト ミニバン 4WD
近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-451-9161	1
近畿農政局滋賀県拠点	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階	077-522-4261	1
近畿農政局大阪府拠点	540-0008	大阪市中央区大手前 1-5-4 4 大阪地方合同庁舎 1 号館	06-6943-9691	1
近畿農政局兵庫県拠点	650-0024	神戸市中央区海岸通 2 9 番地 神戸地方合同庁舎	078-331-9941	1
合 計				4

車両仕様表 ②

車両の仕様及び装備品については以下のとおり。

	項 目	仕様等
1	車両タイプ・台数	コンパクトミニバン (ハイブリッド車、新車、右ハンドル) 4 台
2	駆動方式	4 輪駆動式
3	乗車定員	6 名以上
4	トランスミッション	無段変速機
5	車両重量	1, 5 0 0 kg以下
6	全長	4, 7 0 0 mm未満
7	全幅	1, 8 0 0 mm未満
8	全高	2, 0 0 0 mm未満
9	排気量	1, 3 0 0 cc 以上 1, 5 0 0 cc未満
1 0	使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
1 1	ドア数・シート数	5 ドア・3 列シート
1 2	車体色	シルバー系または白色系
1 3	装備	①衝突回避支援システム ②A B S (アンチロックブレーキシステム) ③S R Sエアバッグ ④エアコンディショナー ⑤パワーウィンドウ ⑥集中ドアロック ⑦電動格納式ドアミラー ⑧カーナビゲーションシステム (ビルトイン型、7 インチ以上、VICS受信機内蔵、バックモニター付き) ※T V受信ができない設定とすること。 ⑨ドライブレコーダー (前後、純正品、記録媒体付き) ⑩E T C 車載器 (ETC2. 0対応 ビルトイン型、セットアップ済み。) ⑪フロアマット (前後) ⑫三角表示板又は停止表示灯 ⑬スタッドレスタイヤ (ホイール付き) ⑭スペアタイヤ又はパンク応急修理キット

注) 上記の装備と同等以上のものを、標準又はオプションで装着するものとする。

また、カタログに記載のない仕様としたり、標準で装備されているものを取外し又は変更を加えないこと。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

（適用基準）

基本方針 13.自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の表 1、表 2 及び備考 1 2
（WLTC モード採用）

13. 自動車等

13-1 自動車

（1）品目及び判断の基準等

乗用車	【判断の基準】
小型バス	①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又は LP ガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考 1 2 に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
小型貨物車	
バス等	イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。
トラック等	②小型バスにあつては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合すること。 ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表 3 に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
トラクタ	

備考）1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であつて、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。

8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。

9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。

10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）

M：車両重量（kg）

α ：燃費基準達成率であつて 0.8

β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

表 1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

備考） 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表 2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上